

連載 千座の置き戸（ちくらのおきど）

第二百四十八回 真正護憲論のあゆみ（その三十八）

南出喜久治（令和6年7月15日記す）

かがみにて なほまがあかし ききさばき たまでつつみて つるぎでわかつ
(鏡にて直禍明かし效裁き(真正護憲論)勾玉で包みて(講和條約説)剣で辨つ(無効宣言、破棄通告)

天皇機関説論争は帝國憲法下でどのやうな歴史的意義と影響があつたのかについて述べます。

この論争の歴史は長く、古くは明治22年の穂積八束（天皇主体説）と有賀長雄（天皇機関説）の論争に始まり、それが穂積八束と美濃部達吉、上杉慎吉と美濃部達吉の論争へと引き継がれました。

穂積、上杉は、天皇即国家とし、天皇の超憲法的権威を主張したのに対し、有賀、美濃部は、天皇を国家機関であると主張しましたが、美濃部もまた天皇超政論を展開し、「君臨すれども統治せず。」として、いづれも天皇が統治し或いは統治権の総攬者であるとする帝國憲法第1条と第4条を死文化することでは一致してゐました。つまり、この論争当事者たちの最大の矛盾は、天皇の主体性や機関性を主張しながら、実質上はその主体性や機関性を完全に否定した点にあります。

本来の憲法論争であれば、帝國憲法には、天皇大権とか、統治権の総覧者といふ絶対君主制的要素を定める明文規定があるにもかかはらず、これらの明文規定に反してこれらの権限を一切否定することが帝國憲法の解釈・運用において許されるのか否かの議論から始めなければならなかつたはずです。ところが、これを真摯に議論し、これに異を唱へる憲法学者は過去に誰一人居ませんでした。そのため、この天皇機関説論争といふのは、このやうな帝國憲法解釈を当然のこととして議論の枠外に置いた枝葉末節の論争に過ぎません。いはば憲法の解釈と運用における「天皇大権の干犯」が平然と行はれてゐたことになります。

それゆゑ、天皇の地位を機関と呼ぶか否か、つまり天皇を公務員（官吏）の地位と同じ意味を有する「機関」といふ呼称を用ひてもよいのか否かといふ心情的対立が底流にある皮相な論争であり、学理的にはその価値を全く見出すことはできません。特に、美濃部は、天皇機関説を唱へて主権の帰属は国家自身であるとしながら、占領憲法の解釈において國體の変更を認めるといふ矛盾した見解を示してゐることからも、この論争が不毛の議論であつたことが伺へます。

ところで、戦前の憲法教育において、天皇主体説は、初等教育と軍人教育の主流を占めてゐたのに対し、天皇機関説は、大学教育の主流を占めてゐました。これを憲法教育の「顕教」と「密教」といふ比喩的な呼称で説明する人もゐますが、それはさておき、天皇主体説は立法機関と行政機関（軍を含む）に影響力をもち、天皇機関説は司法機関に影響力を有するといふ棲み分けがなされてゐたようです。

どうして、天皇主体説が軍などに受け入れられたかといふと、天皇主体説の方が天皇親政の名を借りて「統帥権の独立」を主張し、実質的には立憲君主的に運用して「軍部の独立」を実現するために説明し易かつたからに他なりません。しかし、天皇機関説は、これを阻止しうる理論ではなく、この論理を黙認せざるをえなかつたものです。

そして、この論争は、二・二六事件の前年である昭和10年の天皇機関説事件によって、一举に政治的なものとなりました。

しかし、この論争に関するいづれの学説も、帝國憲法の孕んでゐる前述のやうな問題状況を全く理解してをらず、これ以外に憲法の本質に関する議論は皆無であるといふ慘憺たる情況で敗戦を迎へたため、占領憲法の合法性（合憲性）及び正統性に関する議論が殆どなされなかつたのです。

次に、正統性の問題のうち、自主性について述べます。

これは、広い意味では、合法性の問題と不可分一体となつてゐます。この自主性の欠如こそが無効論の根拠であるとする有効論からの指摘すらあるからです。これは、必ずしも無効論一般の根拠についての正確な指摘ではありませんが、無効論の側からは、正統性を否定するについて、概ねこの「自主性」の欠如を根拠としてゐることは確かです。

ポツダム宣言の受諾と降伏文書の調印によって、我が国は連合国に隸属下（subject to）に置かれ独立が奪はれました。しかも、これは、結果的には、一部の直接占領を含む間接占領ではなく、直接かつ全部の完全占領でした。このやうな情況下で独立すら奪はれてゐたのですから、その後の全ての統治行為において我が国に自主性がなかつたことは明らかです。

そのことは、憲法改正手続においても同様です。憲法改正手続としてなされた占領憲法の制定において、自主性がなかつたとする個々の事情を逐一根拠づけなくても、全体として自主性がなかつたと言へるのであつて、自主性があつたとする立証責任は、その主張者の側に存在するものです。ましてや、個別的に考察しても、政府案の作成過程、帝國議会での審議経過その他至るところで自主性が奪はれた多くの事実が指摘できるため、この自主性がなかつたとする点については有効論も認めており殆ど争いのない事実です。

では、正統性の問題のうち、正当性についてはどうでせうか。

これは、前にも述べましたが、本来の意味での正統性の問題ではありません。しかし、世界の大勢がより高い価値の創造と発展を実現するとの進歩史観、発展的歴史観を信奉し、歴史は常に進歩発展して、より良い社会が実現するとの楽観論者からすれば、帝國憲法から脱却して生まれた占領憲法は、この歴史観からしての正統性（正当性）があると認識することになります。そして、このやうに占領憲法の正当性を主張する見解は、この憲法では人権保障規定が充実してをり、何よりも「平和憲法」であることが正当性の揺るぎない根拠であると主張するのです。占領憲法は、理想的で合理的なものだといふのです。

しかし、この背景にある国民主権主義や現代人権論などが如何に欺瞞に満ちたものであるかについては、これまで詳しく述べたとおりであります、さらに、この「平和憲法論」といふのは、いかがはしさで満ち溢れてゐる詭弁です。

そもそも、我が国において敗戦後に平和が続いた理由は、冷戦構造における軍事緊張下で、我が国が西側陣営に属し、日米安保条約によりアメリカの軍事力と核の傘で守られた結果であり、占領憲法があつたから平和が継続したのではないです。平和の実現と継続に貢献したのは、実際にはアメリカの軍事力であり、法的には日米安保条約の存在であつて、決して占領憲法第9条の存在ではありません。むしろ、ソ連、中共などの共産勢力とこれに加担した我が国における傀儡勢力及び容共勢力が、我が国の再武装化を阻止してその軍事的利益に利用するために、占領憲法第9条の規定を逆手にとつて護憲を主張したことから、第9条は、国際的な対立・抗争の火種になつたといふのが実態であつたことは今や明らかです。

つまり、占領憲法は、「平和を実現し維持しうる憲法」ではなく、「平和時でなければ成り立ち得ない憲法」といふ意味での「平和時限定憲法」に過ぎません。それを共産圏の傀儡勢力や容共反日勢力が、占領憲法を恰も「平和を実現し維持しうる憲法」といふ意味で「平和憲法論」を唱へるといふ欺瞞を未だに続けてゐるのですが、国際情勢が激変して軍事的緊張が高まつてきた現在では、いよいよこれまでの主張を維持することができなくなつてゐるのです。

さらに、占領憲法には、環境問題、食糧・水・エネルギー問題、人口問題など人類的危機に何らの解決策も提示してをらず、また、それを少なくとも国内問題として取り組もうとすることに対しても全く無力といふよりも有害であり、理想性や合理性など正当性の片鱗すら全く存在しないことが明らかです。